コンプライアンス

❯ コンプライアンスに関するより詳細な情報は、Webサイトをご参照ください。
https://mol.disclosure.site/ja/themes/191

コンプライアンス実現に向けた取り組み

当社は、2014年に公正取引委員会から、特定自動車運送業務の取引に関連して独占禁止法第3条に違反する行為があったと認定されました。当社グループでは、コンプライアンス遵守が企業活動の大前提であることを役職員一人ひとりが深く心に刻み、日々の業務において適切な判断を下せるよう、規範とすべき行動基準を定めたコンプライアンス規程を整備し、継続的な研修によりその徹底を図っています。また、コンプライアンス委員会を3カ月ごとに開催し、グループ内のコンプライアンス事案を審議、違反案件への対応を行っているほか、事例の件数や内容を社内に公開することにより、役職員の意識向上を促しています。

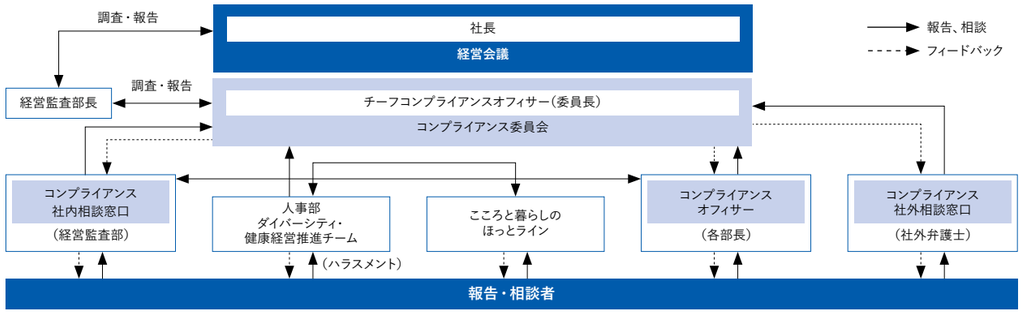

コンプライアンス相談窓口

当社グループでは、当社及び当社グループの役職員、派遣社員が日本語・英語で利用することのできるコンプライアンス社内・社外相談窓口を設置しています。社外相談窓口については社外の弁護士がその任にあたり、受け付けた報告・相談をコンプライアンス委員会事務局に伝えるとともに、それ以降も報告・相談者と会社間の連絡を取り次ぎます。いずれの窓口においても報告・相談者の秘密は厳守されるとともに、調査協力者も含めて、不利益な処遇がなされないことが保証されています。さらに、当社Webサイトにおいて、国内外取引先など一般外部からのコンプライアンスに関する問い合わせも受け付けています。

コンプライアンス社内・社外相談窓口への相談件数

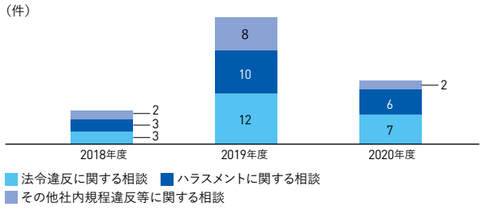

独禁法遵守及び腐敗防止への取り組み

当社グループでは、独禁法遵守行動指針及び贈賄等防止規程、加えてより具体的なガイドラインである「DO!s & DON'T!sガイド」等を作成し、各種研修を通じて国内外における法規制の概要と留意点を全従業員に周知することにより、独禁法遵守及び腐敗防止の徹底に努めています。

贈賄等防止規程	国内外において、公務員等及び民間人に対する贈賄や過剰な接待を防止し、当社コンプライアンス規程に定める「顧客・取引先との良き信頼関係の構築」を確実にするために、2015年10月に「贈賄等防止規程」を制定しました。
E-learning	国内外グループ会社の従業員を対象として、「独占禁止法または競争法」、「腐敗（贈収賄）防止」、「ICTセキュリティ・ガバナンス」に関するE-learningを継続的に実施しています。これに加え、国内グループ会社向けには「内部統制」、「インサイダー取引」、「安全文化」についても行っています。国内外で実施している3件の受講率は2020年度実績で平均96.0%でした。
役職員向け講習	各役職への登用時に独占禁止法遵守に関する講習の受講を必須としています。また、贈収賄防止に関しても講習会を実施しています。
組織風土アセスメント	コンプライアンス違反に対して自浄能力を持つ組織風土の醸成に向け、2年に一度当社従業員を対象とした組織風土アセスメントを実施しています。本調査を基に、各部門長は自身の統括する部門における課題を把握し、改善に役立てています。

社会的責任

サプライチェーン・マネジメント

当社は、事業を営む上で欠かせない船舶を造船所（保有船）及び船主（傭船）から調達しています。保有船及び傭船の双方に対して「MOL安全標準仕様」を適用して支配船の設備を一定水準以上に揃えるとともに（短期傭船を除く）、標準仕様自体を効果の面から随時見直しています。保有船の建造期間においては、造船所に監督を派遣し、建造品質を現地で綿密にウォッチするほか、定期的に造船所工場長・安全管理責任者らと現場状況確認を実施し、作業員のケガ・火災等の発生に繋がる要素の発見に努め、必要に応じて是正要請を行っています。また、2020年のモーリシャス沖事故を踏まえ、船主手配船員選定への関与を深めるなど、傭船に対する安全管理を全面的に強化する予定です。

役目を終えた保有船は売却しますが、相手先が対象船を解撤する場合には、所定の安全・環境・労働基準を満たし、シップリサイクル条約*に適合している旨を第三者機関（一般財団法人日本海事協会）が認証しているヤードを起用することを条件としています。また、解体作業の様子も詳細なレポートを作成させることで管理しています。

このように、当社は船舶の竣工・傭船開始前、また売却後の段階にも積極的に関与することで、引き続き安全の確保、環境負荷軽減、発注先の労働環境改善を図っていきます。

なお、船舶を含む全てのモノ・サービス等の調達時には、「商船三井グループ調達基本方針」に従って進めています。

* 船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、IMOにより2009年5月に採択された条約。各国の批准過程にあり、2021年8月時点で未発効。条約では、船舶上にある有害物質の数量・場所を一元管理するリスト（インベントリ）の作成・維持や、船舶リサイクル施設（解撤ヤード）に求められる要件などについて定められている。当社の解撤ヤード選定ルールは本条約発効を先取りしたもの。

船腹調達における商船三井のサプライチェーン

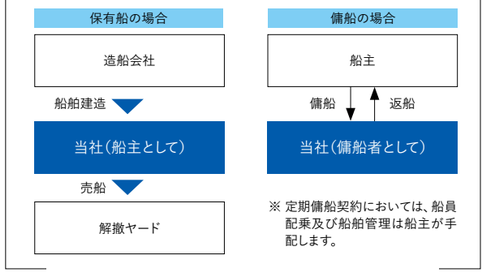

商船三井グループ調達基本方針

当社グループでは、次の基本方針に則って商品・サービスの調達を行います。

1. 法令及び社会規範を遵守するとともに、環境保全に十分配慮します。
2. 調達する商品・サービス、及び調達取引の実行において、安全性を追求します。
3. 公正な取引を行い、信頼関係の構築に努めます。

上記方針をお取引先にご理解いただくよう努め、共に持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

人権

当社は、2005年に日本の海運会社として初めて「国連グローバル・コンパクト」に参加し、人権と労働に関する普遍的原則の支持と実践を表明しているほか、英国現代奴隷法への対応として、当社Webサイト上にStatementを公示しています。また、役職員が守るべき規範として定めている行動基準においても、「人権の尊重及び差別・ハラスメントの禁止」の項目を設け、人権の尊重・差別の禁止・異文化慣習の理解・ハラスメントの防止について規定し、遵守を求めています。

船員の人権を守る取り組み

当社は船員の基本的権利を定めた、「2006年の海上の労働に関する条約（MLC2006）」に従い、同条約が定める①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業についての差別の撤廃の4つを遵守しているほか、社内船上コンプライアンス規程で差別を禁止するとともに、ハラスメントに対する苦情の受付対応手順も定めています。

啓発活動

人権意識の徹底を目的とし、本社階層別研修における人権の講義に加え、国内・海外出向者への赴任前説明会において、ハラスメント防止の講習を実施しています。

国連グローバル・コンパクトの10原則

人権	原則1：人権擁護の支持と尊重
	原則2：人権侵害への非加担
労働	原則3：結社の自由と団体交渉権の承認
	原則4：強制労働の排除
	原則5：児童労働の実効的な廃止
	原則6：雇用と職業の差別撤廃
環境	原則7：環境問題の予防的アプローチ
	原則8：環境に対する責任のイニシアティブ
	原則9：環境にやさしい技術の開発と普及
腐敗防止	原則10：強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取り組み